

平成24年11月宮崎県定例県議会

地域医療対策特別委員会会議録

平成24年11月21日

場 所 第3委員会室

平成24年11月21日(水曜日)

午後 1 時30分開会

会議に付した案件

協議事項

1. 条例要綱案について
 2. その他
-

出席委員(12人)

委 員 長	田 口 雄 二
副 委 員 長	十 屋 幸 平
委 員	福 田 作 弥
委 員	井 本 英 雄
委 員	山 下 博 三
委 員	黒 木 正 一
委 員	二 見 康 之
委 員	清 山 知 憲
委 員	渡 辺 創
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	重 松 幸 次 郎
委 員	有 岡 浩 一

欠 席 委 員 (な し)

委 員 外 議 員 (な し)

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	黒 田 裕 司
政策調査課副主幹	山 口 修 三

田口委員長 それでは、ただいまから地域医療対策特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります、お手元に配付の日程案をごらんください。本日は、条例に関する協議を行いたいと存じます。

なお、本日御議論いただいたものを踏まえ、

政策条例検討会議において条例の制定をとり行います。

政策条例検討会議は公の場となりますので、要綱案についても公表されることとなります。政策条例検討会議までは本日が最後の委員会となる予定ですので、ある程度要綱案を固めたいと思います。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

さきの委員会において委員の皆様から御意見等をいただきました。それを踏まえて修正案を作成しましたので、ごらんください。

詳細につきましては、書記より説明をいたします。

では、黒田書記、お願いいたします。

黒田書記 では、赤書きで修正がある資料のほうで御説明させていただきます。

まず、赤字の部分が訂正している部分でして、前文の1段目につきまして、法制上の表現と2段目以降とのつながりも検討して、1段目はこのようにいたしました。

2段目は、本県医療の現状について、「医師の高齢化が最初に来ることに違和感がある」との御意見を参考に、記載のとおり修正しております。

3段目につきましては、法制上の表現も検討し修正を行っております。「医療・保健・福祉を」という部分につきましては、本条例が地域の医療を守る条例であるという趣旨に鑑み、「医療提供体制」という表現にしました。保健・福祉との連携については、後述の第7項のほうに表現させていただいております。

このほか、「医療の現状について地域ごとに課題の差があるような表現を前文に加えることはできないか」といった御意見をいただいたことと、「県民が本県医療の現状を十分理解してい

るとは思われないので、本県の現状を理解してもらうために、前文の表現はこのままでよい」といった2つの御意見をいただきました。検討しました結果、確かに地域ごとに医療の現状にかなりな差違があるのは事実であります。当該地域の課題を県全体の課題として捉え取り組むことが、県でこの条例を制定する意味があることを踏まえて、上記のとおり表現しております。

続いての御意見として、「前文と2の基本理念に重複感があるので、どちらか1つにしたほうがいいのではないか」という御意見をいただきました。検討しましたが、前文は、条例の基本的な考え方だけでなく、条例制定の経緯等も書いておりますので、条例に置くべきと考えております。また、2の基本理念についても、後述の規定と関連しますので残したいと考えております。

2ページをおあけください。1目的については、法制上の表現等も検討し、記載のとおり修正しております。

次に、2基本理念についてです。(1)についても、意味は同じですが、法制上の表現を検討し修正しています。

(2)につきましては、「いつでも、誰でも、どこでも医療を受けられる」という内容を加えるべき」という御意見をいただきまして、追加しております。

(3)の削除している部分については、「方法論の一つであり、基本理念で規定するような内容でもない」という御意見をいただき、検討の結果、上記のような表現に修正しております。

次に、3ページをおあけください。3県の責務についてであります。まず、「医療計画に従った施策の実施だけでなく、県民の健康づくり

の指針である「健康みやざき21」に従った施策も加えるべき」という御意見をいただきました。検討した結果、御提案いただいた内容を追加して修正しております。

また、「3は県の責務、4、5、6は役割となっているので、どちらかに統一すべきではないか」といった御意見をいただきました。検討しました結果、本条例は県の条例であるため、県のなすべき項目の見出しは「責務」でもよいが、市町村、医療機関、県民について「責務」と県が規定することは、強制的な意味合いを含むこと、これまでに県議会が発議した条例の規定とのバランスを欠くことといった観点から、「役割」と規定し、統一しないこととしました。

4市町村の役割について、「もっと明確に規定したほうがよいのではないか」という御意見をいただきました。これにつきましては、市町村は区域の特性に応じた施策を推進しますので、その施策を包含するような表現が望ましいと判断し、記載のとおりしております。

5医療機関の役割については、医療法で細かく医療機関の役割は規定されておりますので、それらを包含するような表現が望ましいと考え、上記のとおりとしました。

4ページをおあけください。6県民の役割についてです。(1)につきましては、法制上の表現を検討し、記載のとおり修正しました。

(2)の前段の部分については、最後に「健康づくりに努める」と表現しており、重複しますので削除しました。

また、「県民の役割として、医療の基本的知識を学ぶことや、適正な健康上の知識を身につけるといった表現を加えてはどうか」といった御意見をいただきました。検討した結果、上記のとおりそういった表現を追加しております。

また、法制上、(1) (2) (3) を削除し、記載のとおり項目の修正をしました。

このほか、「(2) の「定期的に」の部分について、「推奨される」といった表現にしては」という御意見をいただきました。こちらでも検討いたしました。誰が推奨するのかといったことの表現が難しく、記載のとおり「積極的に」といった表現にさせていただいております。

また、「医師に感謝の気持ちを持つことを加えてはどうか」といった御意見もいただきました。本条例にも、6 の (1) においてその趣旨は盛り込んでいるところであります。また、本条例は県全体に効力を発します。全ての市町村において了解の得やすい表現が望ましいと考え、現在の表現にしております。

7 連携の強化については、「後述の規定との重複感がある」という御意見をいただきまして、削除いたしました。

5 ページにまいりまして、赤字の 7 保健及び福祉との連携についてです。意味合いは同じですが、法制上の文言を検討し、上記のとおり修正しました。

赤字の 8、9、10 についても、意味合いは同じですが、法制上の文言を検討し修正しております。

11 県民の理解の増進についてです。(3) について、「家庭教育の要素を加えるべきではないか」といった御意見をいただきました。検討しました結果、そういった意味合いを加え、上記のとおり修正しております。

6 ページをお開きください。こちらは要綱案全体に対する意見でありますけれども、まず、「条例に自助、共助、公助を盛り込むべきではないか」という御意見をいただきました。こちらにつきましては、6 県民の役割の 1 項及び 2

項の部分において、御意見をいただきました自助の趣旨を規定しております。同じく、3 項において、地域で支え合う共助の趣旨を盛り込んでいるところです。また、御意見いただきました地域コミュニティに関する趣旨も、3 項において盛り込んでおります。公助につきましては、県の責務や市町村の役割等においてその趣旨を規定しているところです。

次に、文章の語尾が「～するものとする」となっていることについて御意見をいただいたことについてであります。検討しましたが、この条例は、本県の地域医療を守り育てるために、県、市町村等の施策や取り組みの基本的な方向性を示した条例でありますので、義務規定等は、この条例の性質上難しいと考えております。また、法制上の表現もあり、このようにしております。

次に、「県の場合は、せめて「～しなければならない」と規定すべきである」との御意見をいただきました。こちらでも検討しましたが、県の取り組みを義務化等する場合は、長の予算調製権等を侵害するおそれがありますので、慎重な対応が必要と考え、記載のとおり表現としております。

以上が、大まかな修正点であります。

田口委員長 この要綱案について、委員の皆様の御意見をお伺いします。

清山委員 1 つだけ、4 ページの 6 の 2 で、積極的に検診、健康診査を受けるというふうになったんですけれども、人間ドック等さまざまな民間が提供している検診、健診サービスも含めて積極的に受けるべきだという内容に受け取られるんです。基本的には、「自治体(市町村)が推奨する検診、健康診査」という表現にとどめたほうが正確じゃないかと思っております。自治体

が、これは受けてくださいと住民の方々に御案内とか……。がん検診、健康診査、レントゲン等の受診率の向上が今問題であって、必ずしも人間ドック、脳ドックまで政府として推奨している段階ではないので、その辺で正確性を期したほうがいいかなと思いました。

田口委員長 「早期発見のため、自治体が推奨する健診」ということですか。

清山委員 私としては、意味合いはそっちのほうはずっと正確であります。今、過剰に人間ドックを受けることによる弊害がいろいろ言われているので。

鳥飼委員 1枚目の前文の2行目の「人生の過程に応じ適切な医療サービス」というのが、どうもじっくりこない。医療が必要な人にはしっかりした医療をとということで、実際はそういうのが生じるんでしょうけれども、もうちょっといい言葉はないかなという感じがします。

もう一つは、その下の、「しかしながら、本県医療の現状は、小児科等特定診療科やへき地における医師不足」とありますけど、「小児科等特定診療科」、もうちょっと書いてもらったほうがいいのかなと。これを見て県民の皆さんはどこどこがというような、状況を余りわかっておられないと思うんです。小児科、産婦人科等いろいろあると思うんですが、そこは含めていただくとして、もう1つぐらい入れてもらったほうがいいのかなと思います。その後「へき地における医師不足」というのがありますが、医師不足はへき地だけじゃないんです。延岡がへき地と言えは怒られますが、西諸とか県南、医師不足のところは中央、都城を除いてあるから、この表現がというような感じがしましたので、御検討いただければと思います。

最後に、2ページの基本理念の(3)「県民の

健康の保持増進は、県民自らが生涯にわたって日常生活において健康の増進、疾病の予防等に取り組むことを基本とする」とあるんですが、これはこれでそのとおりなんです。それだけではどうにもならないから、そこに適切にやりなさいという項目のところが入ってこない、病気になるのはあなたたちの責任というメッセージになるとまずいかなという感じを受けました。

田口委員長 確認しますが、先ほどの「小児科等特定診療科」を、小児科ともう1つぐらい入れるということですか。

鳥飼委員 もう1つぐらい入れてもらったほうが、特定の科というのがもっとあるんです。

田口委員長 通常は、産科、小児科とよく言われますが。

「へき地」の部分は「中山間地」のほうがいいですか。

清山委員 診療科は具体的に書いたほうがいいのかわからないですけども、「診療科や地域における医師の偏在」という表現がいろんなところでよく使用されます。「地域による医師の偏在」ということにすれば、へき地に限らず延岡市や日南市も含まれると思います。「診療科による医師の偏在」という表現もよく使われるんですけども、そこをより具体的に書き出したほうがいいかどうかは別として。

鳥飼委員 医師の偏在、医師不足もあるんです。医師の偏在と医師不足にしたほうが……。

清山委員 「偏在」にはこだわりません。「地域による医師不足」でもいいです。

田口委員長 2ページのところは、具体的に言うとどんなふうにしたらいいですか。「健康の保持増進は、県民自らが生涯にわたって日常生活において健康の増進、疾病の予防等に取り組む」、これは当たり前だと思うけど。

井本委員 順番が、私は、(3)が一番最初だと思うんです。まず自分のことをやりなさい。それから地域で守りましょう。そして医療体制。(3)を1番目に置いたほうがいいような気がするんです。まずは自分で守ると。

鳥飼委員 先ほどの人間ドックじゃないけれども、健診も金がかかるから誰でも彼でも受けられないわけです。そうすると市町村がということになってくるんだけど、誰でも受けられるような健診制度があればいい。

井本委員 (2)にそれが書いてあるんです。「いつでも、どこでも必要な医療サービスが受けられる医療体制」。

黒田書記 井本委員の言われた順番ですが、確かに自助が一番先に来て、2番目に共助が来て、3番目に公助が来るのがいいんじゃないかという検討をしました。それで、順番については、条例のどこを一番訴えたいか検討しまして、(1)を一番訴えたいんじゃないかということでこの順番にしております。その御意見は確かに検討の段階でありましたので、そこは御議論いただきたいと思います。

井本委員 「基本とする」と書いてあるんだから、総論としてまずはそれを一番先、そしてそれを補助するものという書き方が当然だと。本論、序論、結論じゃないけれども、三段論法、最初に基本があって、それを互助、そういう形のほうが筋が通ると思います。最初にやりたいのがこっちだと。それはわかるけど、基本が先だと思います。

鳥飼委員 自分の健康は自分で守るのは当たり前です。基本とすれば、なぜ県や市町村、医療機関がやるのかというのは、そういう体制をしっかりつくるということが1番目にある。私の考えでは、いつでも、どこでも受けられま

すよ。ただし、自分の健康は自分でしっかり守るんですよと流れてきて、全体でやりましょうというふうにするのが望ましい。

井本委員 まずは自分で守るのが先だと思います。考え方の違いと言えばそれまでだけど。どこでも受けられますよ。守れなかったら後は自分でやりなさいというのは、それはどうですか。

鳥飼委員 受けようと思っても受けられない実態があるわけです。

井本委員 受けられないところもありますね。

鳥飼委員 宮崎市、都城あたりはいいけど、それ以外のところは大変です。そういう大変な状況をなくすということがまず我々のやるべきことだと。

井本委員 その辺はまた皆さんから……。

十屋副委員長 今、考え方の順番が違うんですけども、前文からすると、鳥飼委員の考え方からなってきたんです。そして理念となってきたので。

井本委員 前文からすれば私の考えでしょう。「県民一人ひとりが生涯にわたり」と書いてある。

十屋副委員長 その次を見ますと……。

井本委員 その次は2段目じゃないですか。1段目と2段目が現状分析でしょう。3段目以下がそれに対する対処法を書いているわけでしょう。

十屋副委員長 私が言うのは、前文と……。

井本委員 前文に「一人ひとりが(中略)健康で豊かな生活を送るためには(中略)提供されなければならない」「この事態に対処するためには、まず県民一人ひとりが、限りある医療資源を地域の財産として大切に想い(中略)取り組むとともに」と書いてある。

十屋副議長 私が言いたいのは前文との整合性を。

井本委員 前文との整合性はそうになっていると私は言っているわけです。前文がこうなっていて、その対処として、3段目から以降は、起承転結かもしれないけれども、転から見ると、「この事態に対処するためには、まず県民一人ひとりが、限りある医療資源を地域の財産として大切に想い、日頃から健康の増進や疾病の予防等に自らが取り組む」と書いてあるじゃないですか。

十屋副委員長 私が言いたいのは、前文と理念の部分が一緒であるべきだと。

清山委員 私の見方からすると、1段落目、2段落目は問題提起になっていて、「この事態に対処するためには、まず県民一人ひとり」になっていて、そして次の段で、「また、社会全体で、地域医療を守り育てるためには」とあるので、この前文自体の構成は、確かに事態への対処法として、「まず県民一人ひとり」というふうには書いてありますね。

井本委員 委員長に任せます。

「要綱案全体に対する意見」の一番最後ですが、「県の場合は、せめて、～しなければならぬ」と規定すべきである。単なる宣言条例ではダメである。県の取組を義務化する場合は、長の予算調製権等を侵害するおそれがあるので、慎重な対応が必要と思われる」と書いてあるんです。本来、条例制定権というのは我々にあるわけです。執行部は条例制定の提案権もあるのですかという論点さえあるぐらいです。あるでしょうということになっておるんだけど、そもそもが条例制定というのは我々にあって、条例に基づいて執行するのが執行部です。それを予算編成権をどうのこうのというのは、私は本末転倒

だと思う。

福田委員 私もそれは思ったんです。事務局の立場からすれば、執行部の職員だからこういうことが出てくるんです。委員会が始まる前に話したんですが、恐らくこういうのは議会無視です。

鳥飼委員 予算調製権等を侵害するところがあれば、配慮はもちろんせにゃいかんけれども、そういうのはないし、もう一つは、執行部というのは議会が決定したことを忠実に執行していくのが本来の役割ですね。ところが、議会の力が弱いし、勉強不足もある、我々の責任もある。しかし、知事は議会が決定したことに従って執行していくというのが本来あるべき姿だから、ある程度のところまでは言っていないんじゃないかと思います。

福田委員 私もそう思う。前回、提言したんですが、一刀両断に切られているからね。

井本委員 それと、この前、議会で視察に行ったときに、奈良県でしたか、条例に市町村に対するものは書かないということで書いてなかったですね。なるほどなと私は思ったんです。というのは、地方自治体同士で県と市町村はどっちが上というのはないと思うんです。恐らく同等だと思うんです。国の法律と市町村、県の条例では、国の法律のほうが上位になることはしようがないことですが、地方自治体同士では同じだと思うんです。そういう意味では、県が市町村に対してどうのこうのと言っはいかんのかなという気がしたんです。

鳥飼委員 確かに同列ではありますね。市町村にも頑張ってもらわないといかんと思います。延岡なんかがいい例だと思うんですが、市の取り組みの姿勢が変わったですね。そういうふうにつながっていくのであれば載せたほうがいい

のかなと思います。

井本委員 文章の書き方が「努めるものとする」というとちょっと強いかなと。市町村の役割のところです。

田口委員長 「努めるものとする」は県です。

井本委員 県がするんじゃないでしょう。市町村がやりなさいというわけでしょう。しなさいという感じになっていないかという話です。

鳥飼委員 ここは市町村を縛るような内容でもないです。一緒にやりましょうよというだけだから。

十屋副委員長 前文の2行目、「人生の過程に応じ適切な医療サービス」と書いてある、その言葉がひっかかります。

井本委員 「人生の過程に応じ」、余り聞きなれない言葉ですね。

二見委員 修正した11のところですけども、県民の役割、学校教育及び社会教育のところの修正された後に、「その他あらゆる機会とあらゆる場所を利用した健康や医療に関する理解を深めるための教育」となっているんです。ありとあらゆるもので教育するんだったら、別に「あらゆる」を2度書く必要はないんじゃないかと思ひまして、過剰に修正していただいたような感じがあるんです。ちょっと違和感を感じます。

井本委員 「あらゆる場所」を除こうか。

清山委員 文章の中に「学校教育」という言葉が入ると、教育委員会はこれを受けて取り組まなければいけないから削除されたんですか。「学校教育」という言葉が抜けて、「家庭、学校、地域その他のあらゆる」というふうになっていくと、非常にぼやけてしまって。

十屋副委員長 教育委員会は入るよね。

黒田書記 こちらにつきましては、「学校教育及び社会教育」という表現よりも「家庭、学校、

地域その他」としたほうが、全体で教育を推進すると広くとれるということですので、もちろん学校の中に学校教育という意味が含まれております。

二見委員 ここは具体的に挙げたほうがいいような気がするんです。全ての分野でありとあらゆる機会をとするよりは、3本立てで明記したほうがわかりやすいんじゃないか。あいまいになればなるほどこもしなくなる可能性があると思います。

鳥飼委員 学校というのがぼやーんとなってしまいますね。学校でやってほしいというのがあれば「学校」と入れたほうが。

井本委員 具体的にどんな文章になったほうがいいですか。

二見委員 もとに戻して、「学校教育、社会教育、家庭教育」、その3本立てでいいと思います。

井本委員 社会教育というのがわかりにくいな。

二見委員 社会教育がわかりにくくても、「あらゆる機会」に含まれると思います。

十屋副委員長 赤字で書いてあるのは、順番はちょっと違いますけど、家庭教育イコール社会教育、学校教育。「教育」を抜いただけで、その範疇をちょっと広げていると理解しました。そして「その他のあらゆる」とやっておいたほうが取り組みやすくなるのかなと思います。余り絞り過ぎると狭まってそれ以上は広げられない。「その他のあらゆる機会」で全てを網羅してしまうと言われればそれまでだけど、よく言われる学校と地域と家庭、この中の表現ということで幅を広げておいたほうが、いろんな取り組みをする場合に条例としてはやりやすいのかなと個人的には思います。当然、教育委員会も関係する、社会教育も関係すると思います。

鳥飼委員 「学校、家庭、地域などのあらゆる機会を利用した教育や医療に関する理解を深めるための教育」。

福田委員 「あらゆる」のダブルを抜けば、後は正副委員長に任せましょう。

井本委員 「学校教育」という言葉が欲しいわけですね。

十屋副委員長 今の意見を踏まえて。

田口委員長 この間、「家庭」が重要だということの前に出たんです。

清山委員 教育委員会がこの条例を受けて意識が変わるのであればいいと思うんですけれども、問題意識として、実効性のあることがこの条例で実現したいのであれば、まずは、県教育委員会という組織があるわけですから、そこを通じて、学校で今まで以上に、保健学習の時間でも保健指導の時間でも、社会の医療体制などの教育をきちんとしてほしいという問題意識が強くあったので、そこが担保されるのであれば条文はこだわりません。家庭をここで包括するのはいいんですけれども、かといってこの条例から家庭のこういった主体が動き出すのかが見えにくいので、学校というのは非常に有効な場であり機会なのかと思います。後は一任します。

鳥飼委員 「人生の過程」のところも一任します。「必要に応じ」にしても別に差し支えないのかなと、その程度のたくいですから、正副委員長に一任します。

田口委員長 今いろいろと御意見もいただきましたが、その要素を入れながら適切な形に変えたいと思いますので、正副委員長に御一任いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

田口委員長 ありがとうございます。

井本委員 これはいつまでにつくらないとい

けないんですか。

田口委員長 これから議長に政策条例検討会議を開くことを要請しますので、そこで日程が決まります。12月の頭に出そうと思っています。そのときには大体固まった形になっておりますので、冒頭にも申し上げましたように、きょうが実質最後の検討になります。

井本委員 でき上がったものを一遍見てみたいですね。1日、2日見させてもらって……。

田口委員長 修正したものがありますから、これをまた手直しするということです。

委員会は開けませんが、12月初めの検討委員会前には皆様方にもう一度お見せして、大幅な修正は難しいですけれども、てにをはの部分であれば難しくないとしますので、その場で御意見をいただきたいと思います。

本日は、貴重な御意見をありがとうございました。

なお、条例に関しましては、政策条例検討会議の開催を求め、これまで協議いただいた内容を含め説明したいと考えておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

田口委員長 では、そのように進めさせていただきます。

最後になりますが、協議事項(2)のその他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

田口委員長 それでは、次回の委員会は、開会中の12月6日(木)10時からですので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の委員会を閉会いたします。

午後2時12分閉会